

吉野川市建設業指名停止措置要綱等に基づく指名停止業者等一覧表

※現在指名停止及び排除期間中のもののみ掲載している。令和5年5月27日現在

業者名	代表者名	所在地	開始日	措置理由	該当条項
			終了日		
(株)水機テクノス	原 毅	東京都	令和5年2月27日	建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置するとともに、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。 また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。 これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、国土交通省関東地方整備局長から、指示処分及び営業停止処分(60日間)を受けたため。	吉野川市建設業 指名停止措置要 綱別表第9号
			令和5年6月26日		
水道機工(株)	古川 徹	東京都	令和5年2月27日	建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置するとともに、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。 また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。 これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、国土交通省関東地方整備局長から、指示処分及び営業停止処分(67日間)を受けたため。	吉野川市建設業 指名停止措置要 綱別表第9号
			令和5年6月26日		
三菱電機(株)	漆間 啓	東京都	令和5年5月16日	令和5年3月17日、登録に係る業務の実施の方法によらないで点検業務を行い、また、無線局の検査のために作成する点検結果を記載した書類(点検結果通知書)を事実とは異なる内容で免許人へ通知したとして、総務省関東総合通信局から、電波法に基づく業務の停止命令(30日間)及び業務の改善命令を受けた。	吉野川市建設業 指名停止措置要 綱別表第10号
			令和5年7月15日		
株式会社津川組	津川 政仁	美馬市	令和5年5月24日	令和5年5月22日、徳島県知事選を巡る公職選挙法違反事件で、株式会社津川組の役員が、同法違反(買収、事前運動)の疑いにより、徳島県警捜査2課と美馬署に逮捕された。	吉野川市建設業 指名停止措置要 綱別表第10号
			令和5年9月23日		